福岡市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務委託仕様書（提案募集時）

1 委託業務名

福岡市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務委託

2 委託の目的

「母子父子寡婦福祉資金貸付金」の貸付を受け、その償還金が未納である者に対する回収業務に関し、民間の債権回収業者に委託することにより収入未済額の縮減を図り、収入未済額の縮減に寄与することを目的とする。

3 委託業務の内容

（1） 委託する業務内容

委託債権の回収方法等については、本業務に係る提案競技に参加する事業者の提案に委ねるものとするが、以下に掲げる事項は必ず実施するものとする。

① 借受人及び連帯借受人及び連帯保証人（以下「債務者」という。）に対する、本業務の受託通知書の送付

② 債務者への納付催告及び納付交渉

③ 債務者の返済能力に応じた、分割納付誓約の締結及び分割納付の履行管理

④ 未収金（元金及び利子）の収納

- 受注者は、債務者から受託に係る対象債権の未収金を収納したときは、当該債務者に対し、領収書を交付しなければならない。ただし、当該債務者が受注者の指定した銀行（以下「取扱金融機関」という。）の口座、株式会社ゆうちょ銀行振替口座又はコンビニエンスストアを通じて納入したときは、この限りではない。
- 受注者は、当該債務者から対象債権の未収金を現金により収納したときは、取扱金融機関の口座に現金の受領日の翌日から起算して3日（取扱金融機関の休業日を除く。）以内に預金しなければならない。この場合において、受注者は、未収金を預金するまでの間、確実な方法により保管しなければならない。
- 債務者が直接発注者に対象債権の未収金を支払ったときは、発注者は、受注者に速やかに連絡するものとする。

⑤ 回収状況についての報告

- 受注者は、収納した対象債権に係る情報を、一月毎にとりまとめた書類を作成し、翌月第5営業日までに発注者に報告しなければならない。
- 受注者は、債務者との交渉記録を作成・保管し、必要に応じて発注者に提供しなければならない。

⑥ 収納した未収金の福岡市への納入

- 受注者は、収納した未収金を、発注者が発行する納入通知書により、翌月 25 日までに福岡市指定金融機関に払い込まなければならない。払込みがやむを得ず遅延する場合は、速やかに文書により発注者に報告しなければならない。

⑦ 債務者からの申し出・質問への対応

・ 委託時の資料等で内容が確認できないまたは判断できない場合は、受注者より「お問い合わせ（兼、ご回答書）」という書面にて照会し、発注者の回答を受け対応する。

⑧ 債務者からの苦情等への対応

（2）委託する債権

「母子父子寡婦福祉資金貸付金」に係る未収金のうち、発注者が指定する債権

（3）委託する債権額

4 億 8 千万円程度

なお、委託期間中においても委託対象債権を追加する場合がある。

（4）委託期間

令和 9 年4月1日から令和 10 年3月 31 日までとする。

ただし、履行状況が良好な場合は翌年度以降についても継続して契約の相手方とする。なお継続は当初契約年度（令和 9 年度）から起算して5会計年度（令和 13 年度）までを限度とする。

4 契約形態

（1）契約の方法等

公募による提案競技で業者選定を行い、随意契約を締結する。

（2）委託料

本委託業務により受注者が回収した金額に成功報酬率を乗じ、消費税及び地方消費税を加算した額

・ 令和 9 年度の業務委託料の上限額は、9,736,000 円とする。
・ 成功報酬率は提案によるものとするが、上限を 25%とする。
・ 業務委託料に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
・ 受託通知書の送付費用等の諸経費並びに本業務の実施に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

5 その他

（1）個人情報について

個人情報及び情報資産の取り扱いについては、契約書で定める「個人情報・情報資産取扱特記事項」及び個人情報の保護に関する法律を順守すること。

（2）法令順守について

発注者から債権回収業務の委託を受けた者として、誠実かつ公正な態度で業務を執行するとともに、債権回収業務に関する法令等を遵守すること。